

厚生委員会議案説明資料

令和4年3月14日

議案説明資料件名	頁
1 第19号議案 足立区地域密着型サービス等事業者選定等審査会条例の一部を改正する条例	2
2 第33号議案 債権の放棄について	4
3 第34号議案 債権の放棄について	6

(福 祉 部)

第 19 号議案説明資料

令和 4 年 3 月 14 日

件 名	足立区地域密着型サービス等事業者選定等審査会条例の一部を改正する条例
所管部課名	福祉部 高齢者施策推進室 介護保険課
内 容	<p>足立区地域密着型サービス等事業者選定等審査会委員（以下「委員」という。）の任期を変更するため、足立区地域密着型サービス等事業者選定等審査会条例の一部を次のとおり改正する。</p> <p>1 改正理由</p> <p>委員は、施設特性を踏まえたうえで、専門的な知見と広い視野から評価選定を行う必要がある。そのため、委員の任期は1年間ではなく、介護保険事業計画期間と同一の3年間とする。</p> <p>2 主な改正内容（詳細は、別紙1・新旧対照表のとおり）</p> <p>(1) 第5条（任期）</p> <p>ア 変更前</p> <p>委員の任期は、区長が委嘱又は任命した日から1年間とし、欠員が生じたときは、前任者の残任期間とする。ただし、委員の再任は妨げない。</p> <p>イ 変更後</p> <p>委員の任期は、区長が委嘱又は任命した日から、<u>同日を含む足立区介護保険事業計画（法第117条第1項に規定する市町村介護事業計画として足立区で策定した計画をいう。）の計画期間の末日までとする。</u>ただし、委員の再任は妨げない。</p> <p>(2) 付則の追加（経過措置）</p> <p><u>この条例の施行の際現に足立区地域密着型サービス等事業者選定等審査会の委員である者の任期は、令和6年3月31日まで延長するものとする。</u></p> <p>3 施行年月日</p> <p>公布の日から施行する。</p>
今後の方針	本議案の議決が得られた際には、改正後の任期により適切な評価選定を行い、施設整備を進めていく。

足立区地域密着型サービス等事業者選定等審査会条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>足立区地域密着型サービス等事業者選定等審査会条例 第1条から第4条まで（略） （任期） 第5条 委員の任期は、区長が委嘱又は任命した日から1年間とし、欠員が生じたときは、前任者の残任期間とする。ただし、委員の再任は妨げない。</p> <p>第6条から第8条まで略 付 則（略） 付 則（略）</p>	<p>足立区地域密着型サービス等事業者選定等審査会条例 第1条から第4条まで（現行のまま） （任期） 第5条 委員の任期は、区長が委嘱又は任命した日から、<u>同日を含む足立区介護保険事業計画（法第117条第1項に規定する市町村介護事業計画として足立区で策定した計画をいう。）の計画期間の末日までとする。</u> ただし、委員の再任は妨げない。</p> <p>第6条から第8条まで（現行のまま） 付 則（現行のまま） 付 則（現行のまま） 付 則（令和 年 月 日条例第 号） <u>（施行期日）</u> 1 この条例は、公布の日から施行する。 <u>（経過措置）</u> 2 この条例の施行の際現に足立区地域密着型サービス等事業者選定等審査会の委員である者の任期は、令和6年3月31日まで延長するものとする。</p>

第 3 3 号議案説明資料

令和 4 年 3 月 1 4 日

件 名	債権の放棄について (児童扶養手当返還金債権)												
所管部課名	福祉部 親子支援課												
内 容	<p>足立区が所有する次の債権を放棄する。</p> <p>1 内容</p> <p>(1) 債権</p> <table border="0"> <tr> <td>種類</td> <td>児童扶養手当返還金</td> </tr> <tr> <td>返還理由</td> <td>年金受給による資格喪失</td> </tr> <tr> <td>返還金額</td> <td>2, 7 9 0, 5 4 0 円</td> </tr> <tr> <td>喪失日</td> <td>平成 2 3 年 4 月 3 0 日</td> </tr> <tr> <td>返還期間</td> <td>平成 2 3 年 8 月 分 から 平成 2 8 年 7 月 分 まで</td> </tr> <tr> <td>最終納付日</td> <td>令和 2 年 3 月 3 日</td> </tr> </table> <p>(2) 債務者 足立区東伊興在住者</p> <p>(3) 放棄する債権の額 1, 2 9 7, 3 9 0 円</p> <p>2 経過 別紙 2 (「債権放棄」経過について) 参照</p> <p>3 債権放棄の理由</p> <p>(1) 債務者は、持病がありかつ高齢で就労困難、生活保護及び老齢基礎・厚生年金しか収入がなく、著しい生活困窮状態にある。</p> <p>(2) 債務者は、法的措置を講じる財産を所有しないことから、今後返還金の回収は困難である。</p> <p>(3) 以上の理由から、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 0 号の規定に基づく議決事件として債権を放棄する。</p>	種類	児童扶養手当返還金	返還理由	年金受給による資格喪失	返還金額	2, 7 9 0, 5 4 0 円	喪失日	平成 2 3 年 4 月 3 0 日	返還期間	平成 2 3 年 8 月 分 から 平成 2 8 年 7 月 分 まで	最終納付日	令和 2 年 3 月 3 日
種類	児童扶養手当返還金												
返還理由	年金受給による資格喪失												
返還金額	2, 7 9 0, 5 4 0 円												
喪失日	平成 2 3 年 4 月 3 0 日												
返還期間	平成 2 3 年 8 月 分 から 平成 2 8 年 7 月 分 まで												
最終納付日	令和 2 年 3 月 3 日												
今後の方針	<p>児童扶養手当返還金については、引き続き適切な回収業務に努めていく。特に、催告に応じない債務者に対しては、支払督促なども含め法的措置を実施していく。また、回収不能となっている返還金については、徴収停止や債権放棄等、処理方針を明確にして実行していく。</p>												

児童扶養手当返還金 「債権放棄」経過について

1 債務者の返還経過と区の主な対応

時期	対応内容
平成19年 8月	債務者は、同居していた四女が育児放棄したため孫の監護を開始、それを機にひとり親として児童扶養手当受給。
平成29年 5月	債務者は老齢基礎・厚生年金受給認定され、年金受給が平成23年8月に遡及したことにより児童扶養手当返還義務が生じたため、区において返還通知書を送付した。
平成29年 9月	債務者は、年金繰り上げ受給により、1,027,170円納付した。
平成29年12月	債務者から提出のあった同意書に基づき、区において支給される児童扶養手当金と返還金の相殺を開始、以降令和2年3月まで続く。
令和 2年12月	催告書送付
令和 3年11月	区において現況確認調査を行い、債務者が生活保護中であり、持病・高齢のため就労困難な状態であり、著しい生活困窮状態にある旨確認した。
令和 3年11月	区において聴き取りや公簿調査等を行うも、収入は生活保護費及び老齢基礎・厚生年金以外に確認されず、法的措置を講じる財産は発見できず、返還金の回収は困難である旨確認した。
令和 4年 1月	「足立区債権等処理判定委員会」に付議、出席委員全一致で債権放棄に賛成

2 債務者の状況

時期	対応内容
昭和26年 4月	出生
昭和46年 3月	婚姻、1男4女をもうけた。
平成 7年 5月	肝臓病が悪化、就労困難となり生活保護受給開始
平成18年12月	夫死亡、四女家族と同居開始
平成19年 8月	四女が育児放棄したため、債務者が孫の監護を開始
平成25年10月	債務者が監護している孫と養子縁組
平成29年 5月	債務者が老齢基礎・厚生年金受給認定を受ける。
令和 3年11月	区において現状確認するも、債務者は現在も持病・高齢のため就労困難、生活保護及び老齢基礎年金しか収入がなく著しい生活困窮状態である旨確認した。

第 3 4 号議案説明資料

令和 4 年 3 月 1 4 日

件 名	債権の放棄について (児童扶養手当・児童育成手当返還金債権)												
所管部課名	福祉部 親子支援課												
内 容	<p>足立区が所有する次の債権を放棄する。</p> <p>1 内容</p> <p>(1) 債権</p> <table border="0"> <tr> <td>種類</td> <td>児童扶養手当・児童育成手当返還金</td> </tr> <tr> <td>返還理由</td> <td>事実婚による資格喪失</td> </tr> <tr> <td>返還金額</td> <td>1, 7 4 6, 8 6 0 円</td> </tr> <tr> <td>喪失日</td> <td>平成 2 8 年 9 月 1 日</td> </tr> <tr> <td>返還期間</td> <td>平成 2 8 年 1 0 月 分 から 平成 2 9 年 7 月 分 まで</td> </tr> <tr> <td>最終納付日</td> <td>納付なし</td> </tr> </table> <p>(2) 債務者 非公開</p> <p>(3) 放棄する債権の額 1, 7 4 6, 8 6 0 円</p> <p>2 経過 別紙 3 (「債権放棄」経過について) 参照</p> <p>3 債権放棄の理由</p> <p>(1) 債務者は、生活保護しか収入がなく著しい生活困窮状態にある。</p> <p>(2) 債務者は、法的措置を講じる財産を所有しないことから、今後返還金の回収は困難である。</p> <p>(3) 以上の理由から、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 0 号の規定に基づく議決事件として債権を放棄する。</p>	種類	児童扶養手当・児童育成手当返還金	返還理由	事実婚による資格喪失	返還金額	1, 7 4 6, 8 6 0 円	喪失日	平成 2 8 年 9 月 1 日	返還期間	平成 2 8 年 1 0 月 分 から 平成 2 9 年 7 月 分 まで	最終納付日	納付なし
種類	児童扶養手当・児童育成手当返還金												
返還理由	事実婚による資格喪失												
返還金額	1, 7 4 6, 8 6 0 円												
喪失日	平成 2 8 年 9 月 1 日												
返還期間	平成 2 8 年 1 0 月 分 から 平成 2 9 年 7 月 分 まで												
最終納付日	納付なし												
今後の方針	<p>児童扶養手当返還金・児童育成手当返還金については、引き続き適切な回収業務に努めていく。特に、催告に応じない債務者に対しては、支払督促なども含め法的措置を実施していく。また、回収不能となっている返還金については、徴収停止や債権放棄等、処理方針を明確にして実行していく。</p>												

児童扶養手当返還金 「債権放棄」経過について

1 債務者の返還経過と区の主な対応

時期	対応内容
平成19年 5月	債務者が離婚を機にひとり親として児童扶養手当受給開始
平成29年11月	債務者と前夫との事実婚が発覚、同居開始が平成28年10月に遡及したため、平成28年10月から平成29年7月までの児童扶養手当及び児童育成手当返還義務が発生、区が返還通知書を債務者に送付した。
平成29年11月	毎月8千円を返済する返還計画書を提出した。しかし以降納付は全くなかった。
平成30年 1月	督促状送付
令和 元年10月	催告書送付
令和 元年12月	催告書送付
令和 2年 7月	催告書送付
令和 2年 9月	催告書送付
令和 2年11月	催告書送付
令和 2年12月	催告書送付
令和 3年 3月	催告書送付
令和 3年 7月	催告書送付
令和 3年11月	区において現況確認調査を行い、債務者は前夫からのDV被害を受け避難した以降、就労困難な状況が続き、かつ、生活保護受給中ということもあり、著しい生活困窮状態である旨確認した。
令和 3年11月	区において聴き取りや公簿調査等を行うも、収入は生活保護費以外に確認されず、また、法的措置を講じる財産も発見されないため、本件返還金の回収は困難であると判断された。
令和 4年 1月	「足立区債権等処理判定委員会」に付議、出席委員全一致で債権放棄に賛成

2 債務者の状況

時期	対応内容
昭和52年 1月	出生
平成 7年 7月	婚姻し、子をもうける。
平成17年12月	離婚
平成19年 5月	生活保護受給開始
平成20年以降	未婚のまま子をもうける。
平成28年10月	前夫との事実婚開始
平成30年 2月	前夫からのDV被害認定
令和 元年11月	避難
令和 3年11月	区において現況確認調査、債務者はDV被害のため就労困難、生活保護費しか収入がなく著しい生活困窮状態であった。